

令和6年9月1日 制定

(事業の目的)

第1条 この事業は、守山市における地域福祉の推進を図るため、守山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に設置する善意銀行に寄せられた寄附金を活用し、市内の団体が行う福祉活動を応援することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体（法人格の有無を問わない。）は、守山市内において地域福祉の推進を目的とする活動を行い、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員が3人以上で、その過半数が守山市内に在住もしくは在勤していること。
- (2) 未成年のみで団体を構成する場合は、保護者等の成年者が指導・監督を行うこと。
- (3) 団体の運営に関する規約・会則があること。
- (4) 継続的な活動が期待できる団体であること。
- (5) 宗教活動または政治活動を行う団体ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員の統制下でないこと。

(助成対象となる活動)

第3条 助成金の交付対象となる活動は、守山市内において地域福祉の推進を目的とする活動であって、次の各号のいずれかに該当ものとする。

- (1) 地域課題を解決するための新規の地域福祉活動
- (2) 既存の地域福祉活動に加えて新たな展開を目指した活動で、参加者や支援者が「いきいき」とできる活動
- (3) その他市社協会長（以下「会長」という。）が適当と認める活動

(助成対象としない活動)

第4条 次の各号のいずれかに該当する活動は助成の対象としない。

- (1) 構成員の親睦や趣味的な活動を目的とする活動
- (2) 単に物品の購入や施設の改修を行う活動
- (3) 特定の人または特定の団体の利益を目的とする活動
- (4) 営利、宗教または政治を目的とする活動
- (5) 調査または研究のみを目的とする活動
- (6) 国、地方公共団体その他助成団体等から助成を受けている活動
- (7) その他市社協会長が適当でないとする活動

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1事業につき上限を5万円とする。

(交付の制限)

第6条 助成金の交付は、当該年度につき1団体1事業とする。

2 同一団体への交付は、原則として3回限りとする。

(助成対象事業の公募)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、募集要領に定める申込期間内に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 企画提案書兼申請書(様式第1号)
- (2) 団体概要書(様式第2号)
- (3) 会員名簿(様式第3号)
- (4) 事業計画書(様式第4号)
- (5) 事業収支予算書(様式第5号)
- (6) 団体規約・会則
- (7) 善意銀行についての明示や広報の実施方法について(様式第6号)
- (8) その他会長が必要と認める書類

2 会長は提案を募集するにあたり、募集要領を定めて公表するものとする。

3 前項の募集要領には、助成対象事業の審査方法および申込期間等その他必要な事項を記載するものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 会長は、申請のあった助成対象事業の審査をするため、守山市社会福祉協議会 善意銀行 公募助成事業「チャレンジ応援事業」審査委員会(以下「審査委員会」という。)を市社協事務局内に設置する。

(審査委員会の所掌事項)

第9条 審査委員会は、助成対象事業の内容を審査する。

(審査委員会の組織等)

第10条 審査委員会は、会長、事務局長、介護事業部長、事務局次長の4名をもって組織する。

(決定通知)

第11条 会長は、第9条の審査結果に基づき、助成を行う団体等を決定したときは、助成決定通知書(様式第7号)により団体に通知するものとする。

2 前項の場合において、会長は助成を行わない旨の決定をしたときは、その理由を同項の書面に付記しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 前条に規定する助成金決定通知を受けた助成対象団体は、助成金交付請求書(様式第8号)により、会長に助成金の請求をするものとする。

2 会長は第1項の規定による助成金請求書を受理した場合、速やかに助成金を交付する。

(申請事項の変更および承認)

第13条 前条の規定により通知を受けた助成対象団体は、その助成の申請内容に変更が生じる場合は、変更に係る関係書類を提出し、その承認を受けなければならない。

(中間報告)

第14条 助成対象団体は、会長の求めに応じて面談等により助成対象事業の実施状況について、会長に報告しなければならない。

(完了報告および成果報告)

第15条 助成対象団体は、事業が完了した日または年度末のいずれか早い日までに完了報告書(様式第9号)と写真等の証拠書類等を添えて、会長に提出しなければならない。

2 助成対象団体は、前項の完了報告書に基づく活動成果報告を会長の求めに応じて行うものとする。

(助成金の返還)

第16条 会長は、助成対象団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その団体に対し助成の決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請または報告をしたとき。
- (2) 助成を決定した事業の全部または一部を実施しなかったとき。
- (3) 助成を決定した事業以外のものに使用したとき。
- (4) その他、この要綱の規定に違反したとき。

付 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。